

「十徳ナイフ」携帯軽犯罪法違反事件

【文献種別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和5年8月1日
【事件番号】 令和5年（う）第146号
【事件名】 軽犯罪法違反被告事件
【裁判結果】 有罪
【参照法令】 軽犯罪法1条2号
【掲載誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25596259

立命館大学教授 松宮孝明

事実の概要

本件公訴事実は、被告人が、いわゆる「十徳ナイフ」1本を肩に掛けていたかばんのチャックで閉じられていた外ポケット内に入れて携帯したというものである¹⁾。本件ナイフには、大きな刃（刃体の長さ約6.8cm。以下、「大刃」と記す。）、小さな刃、コルク栓抜、缶切・マイナスドライバー（小）、栓抜・マイナスドライバー（大）、穴開け、毛抜き、はさみ等がさやの中に折り畳まれて収納されている。そのような機能や形状から、本件ナイフの用途としては、旅行や野外活動の際に手近な道具として携帯したり、日常生活において手近な道具の代用として使ったりすることができるほか、災害時における持出し用品の一つとして、行為地である大阪市福島区の地域防災マップに掲げられている。

被告人は、本件ナイフをかばんに入れて持ち歩いていた理由について、災害時に限らず、普段の仕事や日常生活においても、何か道具が必要になったときに持っていたら便利だと思ったからだとして述べている。

これにつき、第一審で軽犯罪法1条2号の凶器携帯罪（「正当な理由がなくて刃物……を隠して携帯していた」。以下、「本罪」と記す。）の成立が認められた（大阪簡判令5・1・25 公刊物未登載）。被告人控訴。

判決の要旨

控訴棄却。
本件控訴においては、弁護人は、本件と同じく

防災目的で十徳ナイフを自車の車内に置いておいた事案について第一審の有罪判決を破棄した東京高判令4・6・1（LEX/DB25594834）²⁾を理由に法令解釈の不統一を主張したが、これにつき本判決は、以下のように述べて、その主張を斥けた。

軽犯罪法1条2号にいう「正当な理由」があるとは、同号所定の器具を隠して携帯することが、「職務上又は日常生活上の必要性から、社会通念上、相当と認められる場合」をいい、これに該当するか否かは、当該器具の用途や形状・性能、隠匿携帯した者の職業や日常生活との関係、隠匿携帯の日時・場所、態様および周囲の状況等の客観的要素と、隠匿携帯の動機、目的、認識等の主観的要素とを総合的に勘案して判断すべきものと解される³⁾。

本件ナイフは「大刃を人に対して使用すれば重大な害を加える危険性があると認められる。」ものであり、被告人は本件ナイフを「かつて仕事や日常生活上の用途で使用したことがあったが、本件前四、五年は仕事のためには使用していない。」上に、日常生活上の用途で使っていたのは、いずれも自宅における使用であって、持ち出して外出先で使用したものではなかったし、そのような用途でも本件前約3か月間は使用していなかったことなどの事情を踏まえれば、「本件携帯の時点において、被告人が、仕事や日常生活上の用途で使用するために、本件十徳ナイフを自宅や職場から持ち出して携帯する必要性はなかったと認められる。」

「被告人は、災害時にもあったら便利だと思っていたというが、自宅と職場が近い被告人が、その間を往来する中で、災害時に同ナイフを使用する具体的状況を想定することが難しいだけでは

なく、被告人自身が、万一災害にあってこういう事態になったらこう使おうなどといった具体的な使用状況や用途を一つの例ですら想定していなかったこと……からすれば、被告人は、本件携帯時、災害時に備えた具体的対策として同ナイフを携帯していたものとはいえない。」ので、「被告人は、これといった必要性もないのに、何かのときに持っていたら便利だからといった程度の漠然とした目的で、職場から自宅に帰宅途中の路上で、同ナイフを……隠して携帯することが、職務上又は日常生活上の必要性から、社会通念上、相当と認められる場合に該当するとはいえない。」

弁護人は、上記東京高判令4・6・1は防災目的であれば正当な理由があることを前提にしているというが、「その差戻審判決において、当該事件の被告人が、自然災害等で車が立ち往生したり車内に閉じ込められたりしたニュース等を見聞きしたことから、シートベルトを切断することに利用できるのではないかと考え、自動車のコンソールボックスの蓋を開けた中に十徳ナイフを置いていたという事情」から、「当該事案は、防災目的の内実が一定程度の具体性をもったものであり、しかも携帯の様相がその目的と関連したものであるなどの点において、防災目的の内実が漠然としたもので、しかもカバンの中に、取り出しやすいように外ポケットに入れていたという本件とは事情が異なる。」

さらに、深夜の催涙スプレー携帯行為につき本罪の成立を否定した最判平21・3・26(刑集63巻3号265頁)についても、「当該事案は、健康上の理由で行う深夜路上でのサイクリングに際し、専ら防御用として隠匿携帯したという事案であって、想定する使用場面や方法が特定されるなど携帯の目的が具体的であり、携帯の日時場所も目的によって限定されている点において、本件とは異なる。」

「正当な理由」の判断においては十徳ナイフの多機能性を考慮すべきであるとする主張については、「その多機能性が発揮されるのは、旅行や野外活動の際のように、自宅や職場から離れているため日用品が手元になく、だからといってあらゆる場面を想定して多数の器具を持参して行くことが難しい場合などである。」

「防災用品として注目されるのは、災害時の避難場所において、自宅から離れて一定程度長期間

生活をしなければならないような場合に、旅行等の場合と同様、多数の器具を持ち込めないことから、炊事や日常の雑事に便利なものとして使用することができるからである。地域防災マップに災害時における持ち出し用品の一つとして掲げられているのは、そのような場面を想定してのことと考えられるのであって、出先で災害に遭うことに備えて常時携帯することを推奨しているとは解されない。」

「被告人は、本件十徳ナイフを、自らかばんの外ポケットの中に入れ、チャック(ファスナー)を閉じて、他者から見えない状態にしていたのであり、これは被告人の意思に基づいて行われたものである。」から、「隠して」携帯に該当する。

判例の解説

一 本判決の争点

本件では、本判決が、「十徳ナイフ」につき本罪の成立を否定した上記東京高判令4・6・1との法令解釈の不統一(刑訴法405条3号にいう「控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をした」)が問題となる。しかし、「隠して携帯」についても判例の揺らぎがあるので、そこから検討しよう。

二 「隠して携帯」の意味

1 本罪にいう「隠して」とは、一般に、「他人が通常の方法で観察した場合にその視野に入っていないような状態に置くこと」を意味するとされている⁴⁾。「携帯」とは「所持」よりも狭い概念で、「直ちにこれを使用しようする状態で自己の支配に置き持ち歩いている場合」をいう⁵⁾。

もっとも、被告人が自動車の後部座席下等にヌンチャクを置いておいた事案につき、広島高岡山支判平29・3・8(判時2354号109頁)は、本罪の成立には「犯人に隠す意思を要するところ、隠す意思があるというためには、隠れた状態を認識するだけでは足りず、携帯の様相や目的等から『隠す』ことについての何らかの積極的な意思を認定する必要があると解すべきである。」と述べている。これに対して、本判決は「他者から見えない状態にしていた」ことが被告人の意思に基づいて行われたものであればよく、それ以上の何らかの主観的な要素を要しないという⁶⁾。

2 本罪の成立に「隠して」が必要なのは、「公然携帯している場合には、一般人に警戒心を起させるから危険性が少ないからである」とされる⁷⁾。ところで、本罪は、凶器を「隠して」携帯することが、人の生命・身体に危害を加える犯罪(殺人、傷害、強盗、恐喝、暴行、脅迫等)に発展する危険性があるので、これらの犯罪を未然に防止するため、その前段階の行為自体を処罰対象としたものである⁸⁾。そうすると、「隠して」とは、そのほうが人の生命・身体に危害を加える犯罪、あるいはその他の「正当な理由」がない行為の遂行が容易になるので、それを意図して携帯されていると解すべきことになる。

3 このように考えると、本件ナイフをすぐ取り出しやすいように、かばんの外ポケットに入れてチャックを閉じていたに過ぎない被告人は、本件ナイフを「正当な理由」がない行為の遂行を「意図」して携帯したとは思われない。

加えて、十徳ナイフの大刃は、人に対して使用すれば重大な害を加える危険性があるものである。しかし、格納されているツールを展開しようとすると、ツール自体に付いている窪みに爪をかけて引っ張り出さなければならず、ツール自体の動きは固く、スムーズな展開は困難なものであり、しかも本件ナイフは開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、そのため「他者からの危害に対抗する手段としては、その効果をあまり発揮できるような道具ではな⁹⁾」い。そのような事情は、被告人が本件ナイフを「正当な理由」がない行為の遂行を「意図」して携帯したものでないことを推定させる事情となり得るであろう。

このように考えると、本件被告人の行為は「隠して携帯」には当たらないことになる。

三 「正当な理由がなく」の成否

1 「正当な理由がなく」については、本判決は、「当該事案は、防災目的の内実が一定程度の具体性をもったものであり、しかも携帯の様態がその目的と関連したものであるなどの点において、防災目的の内実が漠然としたもので、しかもかばんの中に、取り出しやすいように外ポケットに入れていたという本件とは事情が異なる。」とした。

2 ここでも留意すべきは、本罪の成否を判断するに当たっては、「正当な理由」があったこと

を被告人側が立証するのではなく、「正当な理由がなく」携帯したことを検察官が立証しなければならないということである。

この点につき、「正当な理由がなく(て)」とは違法性を意味する文言であり、「正当な理由がある」場合は違法性が阻却されるとする見解もある¹⁰⁾。しかし、軽犯罪法1条2号にいう「正当な理由がなく」携帯していたことは本罪の構成要件要素であり、かつ刑法256条3項および335条1項にいう「罪となるべき事実」に属するものである。したがって、「正当な理由がなく」の携帯であることは、検察官が立証しなければならない。しかも、その際には、「当該器具の用途や形状・性能」も考慮されるべきである¹¹⁾。

3 この点につき、上記東京高判令4・6・1は、「原審記録によれば、本件十徳ナイフが備えている機能のうち、ナイフ部分が『刃物』に当たることに関連する証拠しか取り調べられておらず」として、被告人が「刃物」以外の多様な使用方法を想定していた可能性も考慮すべきだとしている。

さらに、上記東京高判令4・6・1は、「原判決が認定した客観的要素のみでは、本件十徳ナイフの携帯に『正当な理由』がなかったことを推認するに十分な事情が挙げられていると評価することは困難である。」としている。ここでは、正当にも、携帯の「正当な理由」がなかったことが証明されなければならないとされている。

4 次に、上記東京高判令4・6・1は、「原判決は、結論として、被告人が本件十徳ナイフを携帯した目的について……、結局、護身用の目的に限られるのか、災害用、防災用の目的も含まれるのかについても明確な認定をしていないし、その互いの程度についても何ら明らかにしていない」ことを問題視している。その上で、「原判決は、本件十徳ナイフの携帯について、主に目的が護身用であれば、その護身用の具体的な内容がいかなるものであるかにかかわらず、正当な理由がないと判断できると解している可能性もあるが、本件十徳ナイフに刃物の機能があるとしても、その刃体の長さ等に照らすと、そのように断定することには疑問があり、やはり、災害用、防災用という目的も併存しているのか、併存しているとしてどの程度なのかを具体的に検討しないと、正当な理由がないと断定することはできないというべきである。」と述べて、「現在の証拠関係の下では、本件十徳

ナイフの携帯目的を具体的に認定することは困難であり、その余の事情を踏まえても、本件十徳ナイフの携帯に『正当な理由』がないと判断することはできないから、その点に関し更に審理を尽くす必要がある。」と述べているのである。

5 注意すべきは、そこにいう「具体的に」とは、「災害用、防災用という目的」の併存とその程度の検討についての形容であって、「災害用、防災用」の内容についてまで具体性を要求するものではないことである。

加えて注目すべきなのは、本判決が、被告人が「シートベルトを切断することに利用できる」と考えたことをして、「当該事案は、防災目的の内実が一定程度の具体性をもったものである」と判断している点につき、上記東京高判令4・6・1は、そのような具体的な用途を挙げずに原判決を破棄していることである。したがって、この「具体的に検討しないと、正当な理由がないと断定することはできない」という判断は、防災目的を「シートベルトを切断すること」というレベルにまで具体化することを要求するものではない。しかも、差戻後の上記新潟簡判令5・2・28は、「実際シートベルトを切断できるかどうかについては、さほど重視すべき事情には当たらず、万一のとき、シートベルトを切断するつもりで漠然と所持していることもあり得ないことではない。」とまで述べている。

さらに、差戻後の上記新潟簡判令5・2・28は、「勤務場所まで自動車で片道約3、4分のところに居住して」いる被告人について、「本件ナイフの多機能性からすると、本件ナイフのナイフ部分以外の機能の利用も想定していたことが認められる。」ことも無罪理由として挙げている。つまり、十徳ナイフの多機能性について、「自宅や職場から離れているために日用品が手元にな」いような場合に限定していないのである。

たしかに、災害はいつ襲ってくるかわからないのであるから、防災用具は「自宅や職場から離れているために日用品が手元にな」い場合にだけ持っていればよいというものでもない。したがって、「新潟事件」の無罪判断につき、「本件とは事情が異なる。」とはいえない。

四 連想力の劣った人を処罰？

本判決のような考え方では、十徳ナイフは客観

的に防災に役立つ多様な機能を備えているにもかかわらず、職務質問の際に「シートベルトを切断する」という具体的な用途を連想できなかった「連想力の劣った人を処罰すること」になる。本件は現在上告中であり、このような問題を抱えた本判決に対する最高裁の判断が待たれる。

●—注

- 1) 被告人は赤信号無視で職務質問され、その際の所持品検査で本件ナイフを発見された。
- 2) この事件は、差戻後の新潟簡判令5・2・28LEX/DB25594835により無罪とされ、確定している。以下、行為地にちなみ「新潟事件」と記す。
- 3) 最判平21・3・26刑集63巻3号265頁が引用されている。
- 4) 平野龍一編集代表『風俗・軽犯罪編〔第2版〕(注解特別刑法第7巻)』(青林書院、1988年)34頁[稲田輝明=木谷明]、警察実務研究会編著『クローズアップ実務Ⅱ「携帯」違反取締要領』(立花書房、2007年)57頁、井坂博『実務のための軽犯罪法解説』(東京法令出版、2018年)47頁以下等。
- 5) 平野編集代表・前掲注4)36頁、警察実務研究会編著・前掲注4)58頁、井坂・前掲注4)48頁等。
- 6) 本判決と同様に、「隠して携帯していた」に何らかの積極的な意思を要求しなかった裁判例として、東京地判平24・11・26LEX/DB25497342、東京地判平25・5・28判例自治379号57頁。
- 7) 平野編集代表・前掲注4)35頁、警察実務研究会編著・前掲注4)57頁。この点については、「隠して」は「正当な理由」がないこと象徴的事実としての意味を有するとの見解もある。伊藤栄樹『軽犯罪法〔三訂版〕』(立花書房、1982年)71頁。
- 8) 平野編集代表・前掲注4)31頁。同旨、井坂・前掲注4)45頁。
- 9) 前掲注2)新潟簡判令5・2・28は、このように述べた上、本件と類似した十徳ナイフをその保管状況も加味して考えると、「人に対する『護身用』として使用することは想定されにくい」と評する。なお、ここにいう「護身」は、場合によっては先制攻撃を含めた使用を意味するものと思われる。もっとも、「護身」は多義的であって、防御に徹する場合や自然災害からの「護身」という意味にも解される。「護身用」という言葉を引き出せば軽犯罪法違反に問えるというものではないであろう。
- 10) 井坂・前掲注4)45頁。
- 11) 前掲注3)最判平21・3・26参照。十徳ナイフであれば、その多機能性も考慮すべきだということである。さらに、同判決の甲斐中辰夫裁判官の補足意見によれば、被告人が「本件に至るまで前科・前歴がなく、犯罪とは無縁の生活を送ってきたこと」も、加味して判断されなければならぬ。